

総合治水の取組について

東播・北播・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進計画



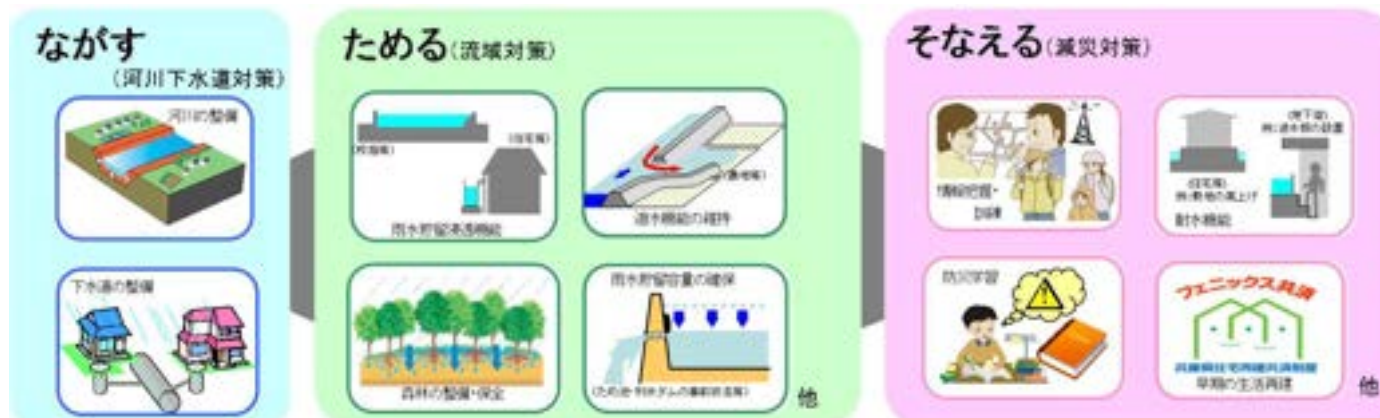
兵庫県

- 気候変動に伴う大雨の頻発と浸水被害の激甚化
- 洪水氾濫域に人口・資産が集中
- 高齢化等による浸水被害構造の深刻化

河川・下水道の整備を基本とした

『これまでの治水対策』だけでは、浸水被害を防ぐことが困難に

「ながす」「ためる」「そなえる」対策を組み合わせた総合治水に
流域全体で取組むため、「総合治水条例」を平成24年に制定



1 「総合治水条例」とは～条例の特長～

- ① 総合治水の推進に関するあらゆる施策を示した上で、**県・市町・県民の責務を明確化**
 県・市町・・・施策の策定・実施
 県民・・・雨水流出抑制、災害への備え、施策への協力等
- ② 総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため、県土を11の地域に分け、各地域で
「地域総合治水推進計画」を策定する枠組みを規定



- ③ 雨水の流出量が増加する**1ha以上の開発行為**を行う開発者等に対し「重要調整池」の設置等
を義務化



2 総合治水の取組状況

～ 「ながす」 河川・下水道対策 ～

■ 河川・下水道対策

- 河川整備計画に基づき、戦後最大洪水である平成16年台風23号と同規模の洪水が発生した場合でも、浸水被害の軽減等を図るため、加古川、東条川、杉原川等で河川改修、堰改修、堤防強化等の整備を着実に推進（国・県）
- 下水道計画に基づき、整備を推進するとともに、管きょやポンプ施設等の適切な維持管理を実施（市町）



令和2年7月時点
加古川橋梁改築工事
（加東市・国直轄管理区間）



令和元年度末時点
加古川河床掘削工事
（西脇市・県管理区間）

< 令和2年度 >

実施中の主な河川対策		
管理者	河川名	事業概要
国	加古川	河床掘削 橋梁改築 築堤等
兵庫県	加古川	河床掘削 堤防強化等
	東条川	河床掘削 護岸等
	美嚢川	堰改築 護岸等
	油谷川	護岸
	杉原川	河床掘削 堰改築等
	水田川	護岸 排水機場等
	喜瀬川	護岸等
高砂市	法華山谷川	護岸等
	松村川	護岸
実施中の主な下水道対策		
西脇市	公共下水道	雨水幹線
加東市	公共下水道	雨水幹線
加古川市	公共下水道	雨水幹線

国の「防災・減災、国土強靱化のための3ヶ年緊急対策」(H30～R2)を活用し、総合治水の取組みを強力に推進。継続した取組には、当該緊急対策の延長や新たな枠組みの創設が必要。

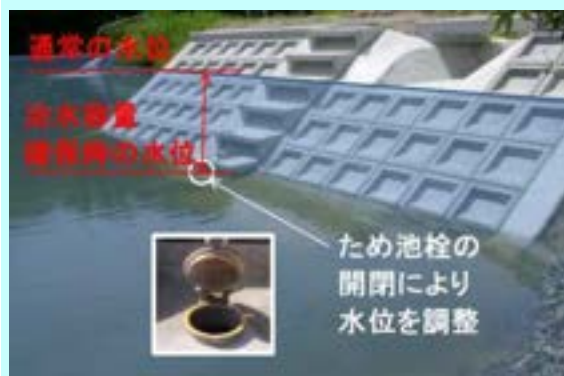
2 総合治水の取組状況

～「ためる」流域対策～

(R元年度末時点)

■ため池の治水活用

台風期等に水位を下げ、雨水貯留容量を確保



ため池治水活用のイメージ

13市町：154箇所で行組中

■田んぼダム

水田の排水柵にセキ板を設置し、雨水を一時的に貯留



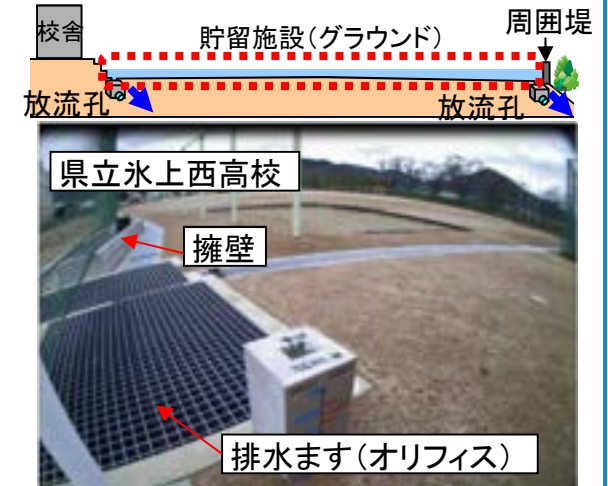
13市町：約12,000枚のセキ板を配布

■校庭貯留

校庭に^{しゅういてい}周囲堤、^{ほうりゅうこう}放流孔を設置し、雨水を一時的に貯留

イメージ図

大雨時に、校庭で雨を一時的に貯留



4市町：県立学校1校、市町立学校10校で整備

■TOPIC■ 利水容量を活用した事前放流等により、既存ダムの洪水調節機能を強化

(利水関係者の協力のもと、「加古川水系治水協定」を締結[令和2年5月])

対象ダム：みくまりダム、鰐市ダム、八幡谷ダム、佐仲ダム、藤岡ダム、権現ダム、鴨川ダム、吞吐ダム、大川瀬ダム、糞屋ダム

○その他、各戸貯留、透水性舗装、雨水浸透ます、駐車場貯留等の取組を行っています。

2 総合治水の取組状況

～「そなえる」減災対策～

・計画地域内での主な取組

- ①洪水浸水想定区域等（想定最大規模）を令和2年5月までに計画区域内の全125河川で公表（県）
- ②不動産関連団体向けに、水害（洪水）リスクに関する情報の解説等を実施（県）
- ③約670の自治会で手づくりハザードマップを作成（県民）
- ④電柱広告を活用した防災情報表示（神戸市、加古川市、三木市、高砂市）
- ⑤県立東播工業高校と連携し、生徒が作成した総合治水模型を用いて出前講座等を実施（県、高校）
- ⑥法華山谷川本川の水位上昇時の背水による浸水被害解消のため、合流する支川沿いに輪中堤^{わじゅうてい}を整備（加古川市）



手づくりハザードマップ作成状況
（丹波篠山市）



電柱広告を活用した防災情報表示
（左：高砂市、右：三木市）



総合治水模型を用いた出前講座
（県立東播工業高校）



輪中堤による背水対策
（法華山谷川水系）

○その他、ひょうご防災ネットによる情報発信、防災行政無線の整備、フェニックス共済への加入促進等の取組を行っています。

[illegible]

4 総合治水対策の効果事例（モデル地区）

■西脇市黒田庄町福地地区

- 平成25年台風第18号で約20haが浸水し、道路やJR線路の冠水の外、住宅では床上4戸、床下31戸の浸水被害が発生。
- 地区住民によるため池水位下げなどの行動計画を地元タイムラインとしてH27に作成。以降、タイムラインに沿って毎年防災訓練を実施。
- 県・市で「ながす」「ためる」「そなえる」の浸水対策計画を策定し、平成28年度に県が加古川本川の河床掘削を、西脇市が堤防嵩上げ（福地川）や雨水ポンプ場の整備を完了。
- 平成30年7月豪雨による出水では、浸水被害のあった平成25年の台風18号と同程度の雨量（24時間）であったが、福地川堤防整備による宅地側への越水量の低減、雨水ポンプによる排水に、地元の取組（ため池事前放流）、水田貯留、事前ゲート操作）も加わり、宅地側の浸水を水田にとどめ、住宅の被害を「ゼロ」とした。



＜兵庫県独自の制度＞

■ため池治水活用拡大促進事業

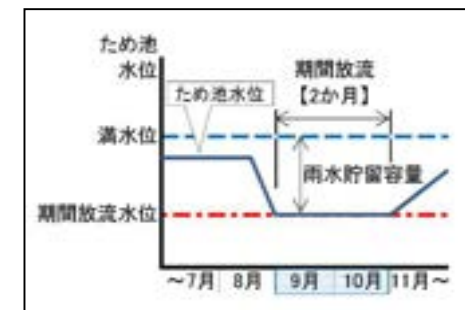
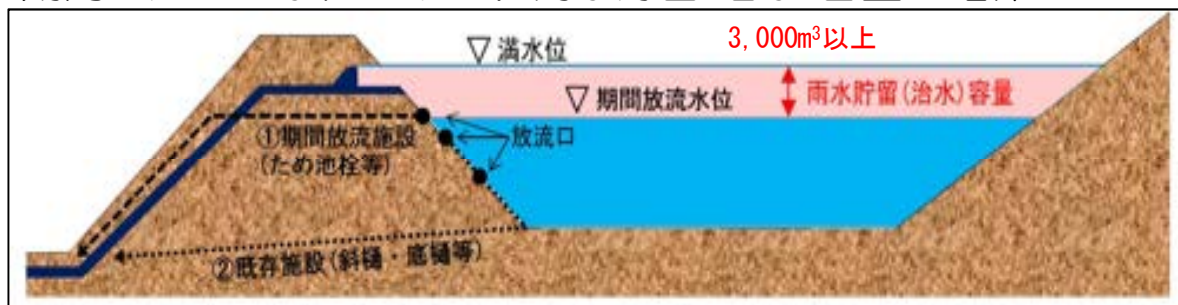
制度活用をお願いします

ため池管理者が台風期等に行う期間放流[※]の取組支援にあわせて、総合治水条例の「指定貯水施設」に指定することにより、将来にわたって雨水貯留容量を確保する補助事業を平成30年度に創設した。

区 分	条 件
対象ため池	台風期等に水位を下げ、3,000m ³ 以上の雨水貯留容量を確保するため池
対象市町	本事業を対象とした助成制度を有する市町
負担割合	県：市町＝1：1
補助単価	35,000円／月・箇所（定額）
補助期間	最大3年（最大補助額：2ヶ月×35,000円×3年＝21万円）

ため池治水活用の取組イメージ

①新たに設置する放流施設や、②既存の施設を利用し、翌年の営農に支障のない範囲で期間を定めて水位を下げ、雨水貯留(治水)容量を確保



※期間放流：利水容量の一部を台風期の前に放流して数ヶ月間水位を下げたままで維持